

特定継続的役務提供（特定権利販売）

1. 事業者氏名（名称）、住所、電話、法人ならば代表者氏名

社名 有限会社ホライズン
本店所在地 神奈川県横浜市港南区日限山4丁目29番地13号
電話 045-845-1336
代表者 山崎浩平

2. 役務の内容

パソコンを使った英会話レッスンの提供とサポート業務全般。

3. 購入が必要な商品がある場合にはその商品名、種類、数量

パソコン、ウェブカメラ、ヘッドセットなどについては契約者自身にて準備。

4. 役務の対価（権利販売価格）その他支払わなければならない金額の概算額。

入学金、更新料、年会費などは必要ありません。

コース一覧を参照下さい。<http://www.englisheverywhere.com/ryoukin.html>

5. 上記の金銭の支払い時期、方法

前払い方式、入金を持って契約成立とする。

支払い方法：指定金融機関へ現金振込、又はクレジットカード決済ペイパル

6. 役務の提供期間

チケットコースは以下特約に基づき、提供期間制限なし。

月謝制コースは1カ月（最大30日）とする。

7. クーリングオフに関する事項

本契約は、契約者の都合により、契約日より8日以内であれば、配達郵便記録、書留、内容郵便証明などの書面により契約の解除（クーリングオフ）をすることができます。クーリングオフをされる場合には、損害賠償および、違約金の支払いを請求されることはありません。またすでに引き渡しが行われている権利の引き取りに要する費用の支払い義務はありません。



〒233-0015

神奈川県横浜市港南区
日限山4丁目29番地13号

有限会社ホライズン行

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

以下の契約は撤回し、
解除します。

お申込日 _____

お申込コース _____

返金先金融機関名 _____

口座種類 _____

口座番号 _____

口座名義 _____

8. 中途解約に関する事項

契約者は、クーリングオフ期間の経過後においても、将来に向かって特定継続的役務提供など契約（関連商品の販売契約を含む）を解除（中途解約）することができます。その際事業者が契約者に対して差し引きする額は、

- (ア) 契約の解除が役務提供開始前の場合には支払い手数料
- (イ) 契約の解除が役務提供開始後である場合には a と b の合計
 - a. 提供された特定継続的役務の対価に相当する額
 - b. 当該特定継続的役務提供契約の解除によって生ずる損害の額として
役務ごとに政令で定められた以下の額

「5万円又は契約残高(※)の2割に相当する額のいずれか低い額。」

※契約残高とは、契約に関する役務の対価の総額から、すでに提供された役務の対価に相当する額を差し引いた額のことです。

9. 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項

割賦販売は行っておりません。

10. 前受金の保全に関する事項

前受金の保全措置は講じておりません。当社の流動資産、固定資産として安全に期する形で管理がされております。

11. 特約があるときには、その内容

受講を4カ月以上休学する際には休学届の提出が義務となります。
尚休学届のご提出を頂けない場合には契約解除となります。